



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問**・**申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

福祉・人権

9月は世界アルツハイマー月間

9月は世界アルツハイマー月間、21日は世界アルツハイマーデーです。市では庁舎に懸垂幕を掲げるなど、認知症に関する啓発を行います。認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを作るために、それぞれができることを考えてみましょう。**問**福祉総合相談課 ☎655・2758

茨木童子見守りシールのご利用を

認知症の人やその家族が安心して生活を送れるよう支援するため、洋服や靴、かばん等に貼り付けることができ二次元コード付きの見守りシールを配付しています。保護された場合の素早い身元確認につながります。シール



を貼っていて、自宅に帰れなくなった人を発見した場合は、二次元コードを読み取って連絡をお願いします。**対**市内在住の行方不明になる心配がある在宅のおおむね65歳以上、その家族または法定後見人・保佐人、**申**利用登録届（地域包括支援センターで配付）を直接、本人の小学校区を担当する同センター、**問**福祉総合相談課 ☎655・2758

高齢者ごいっしょサービスの ご利用を

対在宅で生活しているおおむね65歳以上の要支援・要介護認定者で、認定調査結果の認知症高齢者日常生活自立度がランク2以上の人、**内**認知症高齢者の外出時の付き添い、家族が外出時等の見守り、1回2時間以内、1か月当たり10時間以内、**¥**1時間500円、**申**長寿介護課 ☎620・1637

①街かどデイハウス・②コミュニティ デイハウスのご利用を

所・**問**①コアな仲間 ☎629・0218（白川一丁目3-27）、②右下表のとおり、または長寿介護課 ☎620・1637、**対**65歳以上の市民（事業対象者、要支援1・2の認定を受けた人もコミュニティデイハウスの利用可、ただしケアプラン作成等の手続き要）、**内**健康チェック、転倒しない身体づくり、認知機能低下予防、口腔ケア、趣味活動、

コミュニティデイハウス

問合先	ところ
とんとん ☎627・5517	上中条一丁目8-2
ふくろうハウス ☎623・8777	蔵垣内三丁目14-23
日向 ☎646・5453	総持寺一丁目14-16
オアシス平田 ☎665・8011	中津町16-22-401
かるがも ☎637・8108	鮎川二丁目26-21
デイスポット駅前らんど ☎633・7587	中総持寺町3-25
ほづみ ☎601・0365	下穂積一丁目3-1-3
ふくろうハウス上野 ☎643・9092	上野町16-9
ふれあいぽっぽ ☎627・8903	上穂積二丁目1-10
ほっとスル ☎655・4308	沢良宜浜三丁目19-15
なごみの里和楽 ☎623・2612	西田中町4-22-102
ハーモニー ☎631・1414	西駅前町13-16
つむぎ 希の庵 ☎629・7463	安威二丁目13-3
山手台ななつ星 ☎629・6889	山手台福祉プラザ2階（山手台七丁目2-20）
ふれんず ☎622・0040	駅前三丁目2-1
雲見坂広場 ☎647・8876	高田町7-16
ぽっぽ大池 ☎633・1080	大池二丁目28-6
なみき ☎628・4166	玉瀬町30-6
てくてく東奈良 ☎646・9320	府宮住宅集会所（東奈良二丁目1）
たまちゃん ☎635・4002	水尾二丁目7-39

昼食、**備**日時・費用・手続き等は各施設にお問い合わせください。

介護保険料の滞納にご注意を

災害等の特別な事情がある場合を除き、介護保険料を1年以上滞納すると介護サービスの利用料がいったん全額利用者負担となり、2年以上滞納すると利用者負担が1割から3割に上がるなどの給付制限があります。納め忘れに注意しましょう。**問**長寿介護課 ☎620・1639

日本遺族会による 慰霊友好親善事業にご参加を

所東部ニューギニア、ピスマーク諸島、ミャンマー・タイ、ソロモン諸島、フィリピン、マーシャル・ギルバート諸島、台湾・バシー海峡、西部ニューギニア、中国、**対**戦没者の遺児で、長途の移動と団体行動ができる健康な人、**¥**10万円、**備**日程等詳細は日本遺族会事務局 ☎03・3261・5521へお問い合わせください。**申**府遺族連合会 ☎06・

各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

問問合先、**✉**メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の 申請期限は9月30日です

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に1世帯あたり10万円を支給しています。対象者は、9月30日(必着)までに、郵送またはオンラインで申請してください。なお、市役所南館1階交流コーナーに相談窓口を設置しています。

詳細は右図読み取り参照、同給付金コールセンター ☎ 655・0159 (平日、午前9時～午後5時)



6772・7887
**パートナーシップ宣誓制度の
自治体間連携協定を締結**

9月1日から、府と府内8市(大坂市・堺市・貝塚市・枚方市・茨木市・富田林市・大東市・交野市)で、一方または双方がセクシユアルマイノリティで、パートナーシップ宣誓をした2人が、これらの自治体間で住所異動した場合の宣誓制度に係る手続きの負担が軽減されます。☎ 人権・男女共生課 ☎ 620・1640

健康保険・年金

**国民健康保険被保険者証の
郵送方法を変更**

11月から有効となる被保険者証の郵送方法を簡易書留郵便から特定記録郵便へ変更します(10月に一斉送付)。特定記録郵便は、自宅の郵便受箱に投函されます。配達時に不在でも受け取ることができ、配達状況が郵便局に記録されます。☎ 保険年金課(国保) ☎ 620・1631

**国民健康保険・
国民年金の加入・脱退の手続き**

国民健康保険は、市外からの転入や市外への転出、退職・就職等による加入・脱退の手続きが、国民年金は、退

職等による加入の手続きが必要で、詳細は加入脱退専門のコールセンターへお問い合わせください。☎ 同コールセンター ☎ 620・6176 (午前8時45分～午後5時15分)

予約年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

☎ 9月13日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分間、☎ 保険年金課、☎ 定先着15人、☎ 内国民年金、厚生年金等、☎ 持年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証(顔写真付き以外は2点必要)、職歴メモ等(本人以外の場合は委任状)、☎ 9月1日、午前9時から、電話で同課(年金) ☎ 620・1632

障害年金予約相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

☎ 9月5日(月)・14日(水)・26日(月)、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、☎ 所保険年金課、☎ 定各日先着6人、☎ 内障害基礎年金受給手続きに関する相談(障害厚生年金除く)、☎ 持年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金



夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行に行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

☎ 【夜間】9月26日(月)、午後8時まで、【休日】25日(日)、午前9時～午後5時、☎ ①国民健康保険料＝市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料＝市役所本館2階13番窓口、☎ 夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。☎ ①保険年金課(徴収) ☎ 620・1631、②収納課 ☎ 620・1616

証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等(本人以外の場合は委任状)、☎ 申左上図読み取りから申込みまたは、電話で同課(年金) ☎ 620・1632

第1号被保険者への独自給付

〔付加年金〕国民年金の定額保険料(月1万6590円)に付加保険料(月400円)を上乗せして納めると、65歳から次の式で計算した額(200円×付加保険



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **☎**・**📍**でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

窓口負担割合が2割となる人への 事前口座申請のお願い

後期高齢者医療被保険者のうち、10月1日から窓口負担が2割になる人は、令和7年9月30日まで、1か月の外来医療の負担増加額を3千円までに抑える配慮措置があり、超えた分は高額療養費の口座に払い戻します。対象者で口座が未登録の人に、9月下旬に府後期高齢者医療広域連合から口座登録のための申請書を郵送します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。**📍**同連合 給付課 ☎ 06・4790・2031 (平日、午前9時~午後5時30分)

新しい後期高齢者医療被保険者証を送付

10月1日からの窓口負担割合の改正に伴い、変更がある人もない人も、今年度に限り、現在の後期高齢者医療被保険者証(水色)の有効期限は9月30日です。10月からの被保険者証(黄色)は9月下旬までに簡易書留で送付します。なお、今回送付するのは被保険者証のみです。限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の有効期限は変更ありません。**📍**保険年金課(高齢) ☎ 620・1630



料を納めた月数)が老齢基礎年金額に加算されます。ただし、国民年金基金に加入している人、保険料免除等の承認を受けている期間は、付加保険料を納められません。
【寡婦年金】 第1号被保険者として保険料納付期間(保険料免除期間含む)が10年以上ある夫が、何の年金も受けて亡くなった場合、10年以上継続して婚姻期間があり、夫によって生計維持されていた妻が、60歳から65歳にな

るまでの間、夫が受けられるはずであった老齢基礎年金額の4分の3を受けられることができます。ただし、寡婦年金を請求した場合は、死亡一時金を請求することができません。
【死亡一時金】 第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けて亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族(配偶者、子等)に支給されます(支給額は保険料納付済み期間

に応じて12万~32万円)。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けることができる場合は支給されません。**📍**保険年金課(年金) ☎ 620・1632

日本国外・国内へ 出入国する場合は届出を

日本国外・国内へ
 国民年金第1号被保険者が海外に居住する場合は、喪失届出を行う必要があります。ただし、日本国籍の人であれば、国民年金に任意加入することができます。また、日本へ帰国し、国内に住所を有した場合には国民年金の加入届出を行う必要があります。詳細はお問い合わせください。**📍**保険年金課(年金) ☎ 620・1632

国民年金の加入手続き・保険料 免除申請等の電子申請を開始

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請で、マイナポータルを利用した電子申請ができるようになりました。マイナポータルの情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書を作成することができます。紙の申請書より簡単に作成することができます。また、申請結果もスマートフォン等で確認することができます。手続きの際は、ぜひご利用ください。詳細は日本年金機構HPをご確認ください。**📍**吹田年金事務所 ☎ 06・6821・2401

年金生活者支援給付金制度

同給付金は、公的年金等の収入や所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。今年度、新たに受給対象となる可能性のある人には、9月頃に日本年金機構から給付金の請求手続きに必要な書類が送付されます。なお、以前から継続して受給している人は手続き不要です。**📍**給付金専用ダイヤル ☎ 0570・05・4092、IP電話は ☎ 03・5539・2216

税金

市税の納付は、便利・安全・ 確実な口座振替のご利用を

☐座振替は取扱金融機関または収納課で申込手続きをしてください。また、収納課でキャッシュカードを利用して申込できます。

📍市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、**📍**持預(貯)金通帳、通帳届出印鑑、市税納税通知書または領収証書、ペイジー口座振替受付サービスを利用する人はキャッシュカード、本人確認書類、**📍**申込用紙は市内金融機関や収納課に設置(電話または市HPから請求可)、同サービスが利用できる金融機

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

📍問合先、**✉**メールアドレス、HP ホームページ、**🛡**保一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

暮らしのガイド

関等詳細は市HPをご覧ください。**☎** 納課 ☎ 620・1616

バリアフリー改修に伴う固定資産税減額

バリアフリー改修を施した場合、申告により翌年度の固定資産税が減額されます（都市計画税と土地部分の固定資産税除く）。

☎ 65歳以上または要介護・要支援認定、障害者認定のいずれかを受けている人が居住し、新築後10年以上経過した床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅（賃貸住宅除く）、**【工事】** 令和6年3月31日までに自己負担50万円を超える改修工事で、廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室・便所の改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引戸への取り替え、床表面の滑り止め化等、**☎** 改修工事完了の翌年度分限り固定資産税（家屋の100㎡相当部分まで）の3分の1を減額、**☎** 申告書（市HPからダウンロード）、改修工事明細書・写真等関係書類、費用の分かる領収書（写）、介護保険被保険者証または障害者手帳（写）、補助金等を受けている場合は内容を確認できる書類を、工事完了日から3か月以内に、資産税課 ☎ 620・1615

土地・家屋所有者死亡時は現所有者申告を

市内土地・家屋所有者が死亡した場合、3か月以内に市へ現所有者（法定

相続人・受遺者等）の住所・氏名等の申告が必要です。なお、市税の納税義務者が死亡し、相続人が複数いる場合に提出する相続人代表者指定届と兼ねる場合もあります。**☎** 資産税課 ☎ 620・1615

今月の納付（9月30日(金)まで）

- 固定資産税・都市計画税第3期分
- 介護保険料普通徴収第6期分
- 国民健康保険料普通徴収第4期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第3期分
- 下水道事業受益者負担金、公設浄化槽分担金第2期分

環境

9月は環境美化月間

空き缶等のごみのポイ捨てはやめましょう。散乱ごみのない、清潔で美しいまちづくりにご協力をお願いいたします。**☎** 資源循環課 ☎ 620・1814

ごみのないきれいな水路の保全に努めましょう

水路に流れるごみは、環境を悪化させるばかりでなく、水の流れを妨げて

大雨の時に水路があふれる原因にもなります。普段から水路にごみが入らないように心がけましょう。**☎** 下水道施設課 ☎ 620・1667

浄化槽の適正管理を

浄化槽を使っている人は、次の3点を必ず毎年実施しましょう。①専門的知識、技能がある業者に保守点検を依頼する、②次の市許可業者に依頼して、年1回以上（全バッキ方式は6か月に1回）清掃する、**☎** スク(株) ☎ 635・8181、ミザック(株) ☎ 634・4619、(株)東洋工業所 ☎ 624・0366、北摂衛生(株) ☎ 671・0026、③(一社)府環境水質指導協会 ☎ 072・257・3531による法定検査を受ける。**☎** 環境事業課 ☎ 634・0351

まちづくり

水道・下水道事業審議会を開催

☎ 時10月4日(火)、午前10時〜正午、**☎** 福祉文化会館202、**☎** 定先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、**☎** 因上下水道事業それぞれの経営戦略改定の審議等、**☎** 備一時保育は9月22日までに要申込、事前申込のみ資料配付、**☎** 申9月5日、午前8時45分から、**☎** 下図読み取りから申込または、電話、直接、**☎**



下水道総務課 ☎ 620・1665

秋の全国交通安全運動

☎ 時9月21日(水)〜30日(金)、**☎** 因全国重点項目▼子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保、▼夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶、▼自転車の交通ルールの遵守の徹底、**☎** 大阪重点項目▼二輪車の交通事故防止、**☎** 備交通安全運転講習会は茨木警察署 ☎ 622・1234 にお問い合わせください。**☎** 因交通政策課 ☎ 647・2916



免許を返納する高齢者の外出を支援

高齢者の交通事故防止と公共交通を促すため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しています。**☎** 対返納時と同事業の申請時に65歳以上で、平成30年4月1日以降に自主的に



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

有効期間内の運転免許証を全部返納した人、**問**ブランドパス購入の助成または I O C A の交付（6千円分、1人1回のみ、特典は後日交付）、**問**運転免許の取消通知書、身分証明書、印鑑、**申**来年2月28日までに、本人が直接、交通政策課 ☎ 647・2916

市有財産等を有効活用したい事業者の提案を募集

市では、市有財産等の有効活用に係る民間提案制度として、事業者の皆様から、市の公共施設や未利用地、印刷物等を活用して、市民サービスの向上やにぎわいの創出、市の財政負担軽減・歳入確保につながる提案等を随時募集しています。

詳細は下図読み取りからご覧ください。

問 財産活用課 ☎ 655・2754



8月30日～9月5日は防災週間

8月30日～9月5日は防災週間、9月1日は防災の日です。災害を防止し、被害を最小限に抑えるために、家庭や職場で話し合い、危険箇所の点検や緊急時の連絡先の確認、非常持出品の点検、避難場所の確認等、皆さんでできること、備えることをこの期間に実践しましょう。市では、水害・土砂災害ハザードマップや地震防災マップ等の啓発冊子を危機管理課で配付していま

す。**問**同課 ☎ 620・1617

コミュニティ助成事業で自主防災組織の防災資機材を整備

宝くじの社会貢献広報事業として、（二財）自治総合センターが実施している、コミュニティ助成事業の助成を受け、希望する市内の自主防災組織に防災資機材を整備しました。防災資機材は、地域の防災活動や災害時など、いざというときの活動等への活用が期待されます。**問**危機管理課 ☎ 620・1617

放火にご用心

例年、「放火」は出火原因の上位に入っています。放火による火災を防ぐために次のことに注意しましょう。▼ゴミは収集日の朝に出す、▼郵便物は早めに取り込む、▼センサーライト等を設置し、家の周囲や駐輪場を明るくする、▼家の周りに燃えやすいものを置かない、▼自動車・オートバイ等のボディカバーは防災製品にする、▼空き家、倉庫等は施錠する、▼地域ぐるみで声をかけ合うなど、放火されにくい環境をつくる。**問**予防課 ☎ 622・6950

水道メーターの取替えにご協力を

水道メーターは、検定に合格したものを使用し、有効期間は計量法で8年と定められています。水道部では、取

ATOCHI NEWS

どうなる？ 市民会館跡地エリア

問 市民会館跡地活用推進課 ☎ 655・2757



Vol.11 イバラードの世界でおはなし会

今回は、新施設・広場「おにクル」2階の大屋根テラスにある「おはなしのいえ」を紹介します。

おはなしのいえは、おはなし会や絵本の読み聞かせ等に使います。デザインは、絵本「星をかった日」や「イバラード」シリーズ、スタジオジブリの「耳をすませば」の背景を手掛けたことでも知られる、市内在住の画家 井上直久さんに監修していただきました。井上さんは、東京・大阪・パリ・ニューヨークなどで個展を開催しており、「どこかで見たような懐かしい」気持ちにさせてくれるその作品は、海外を含め多くの人たちに親しまれています。絵本から飛び出したようなおはなしのいえで、子どもたちが好きな本を読んだりおはなし会に参加したりと、いろいろ本と出会いながら、のびのびと感性豊かに成長していく、そんな空間にしたいと考えています。ほかにも、楽しい使い方を検討していきます。

おはなしのいえについて、「子どもの興味を引く、思わず行きたくなる場所にしたい」と話す井上さん。健診や芝生広場に来た際は、ぜひ遊びに来てくださいね！



「おはなしのいえ」デザインスケッチ



「イバラード」シリーズ【借景庭園】

各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

問 問合先、**問** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

来年度市立・私立 幼稚園等園児を募集

■ 市立幼稚園・認定こども園(1号認定子ども)

市内在住の3歳児(平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ)、4歳児(平成30年4月2日～31年4月1日生まれ)、5歳児(平成29年4月2日～30年4月1日生まれ)、幼稚園は4・5歳児のみ、**定**表1のとおり、多数の場合は抽選と同時に待機の順番を決定、**申**10月3日、午前8時45分から7日、午後4時30分までに、右下図読み取りから申込、市HPから申込できない場合は10月3日～7日、午後2時30分～4時30分に、必要書類(9月1日から市立幼稚園・認定こども園、保育幼稚園事業課で配付)を直接、入園希望の市立幼稚園・認定こども園、**問**同課☎620・1638



■ 私立幼稚園

所・定・問表2のとおり、**申**願書の配付は9月1日から、受付は10月1日または3日から、詳細は各園にお問い合わせください。

■ 私立認定こども園(1号認定子ども)

所・問表3のとおり、**備**詳細は各園にお問い合わせください。

■ 幼児教育・保育無償化について

無償化の対象や手続き等詳細は、右図読み取りからご確認ください。



【表の補足説明】

- ※1 1号認定子どもは教育部分を利用する子ども、2号認定子どもは教育+保育部分を利用する子ども。2号認定子どもの募集は10月号で掲載予定。
- ※2 定員から10月3日時点での今年度3・4歳児の人数を差し引いた人数を受付。今年度4歳児の人数が定員に達している場合、10月26日に待機の受付(先着順)。詳細は10月号で掲載予定。
- ※3 申込者全員を受付。
- ※4 来年4月に認定こども園へ移行。



表1 市立幼稚園・認定こども園(1号認定子ども)募集一覧※1

園名	3歳児	4歳児	5歳児	
認定こども園	茨木幼稚園	各17人	各27人※2	各27人※2
	太田幼稚園			
	西幼稚園		62人※2	62人※2
	福井幼稚園		27人※2	27人※2
	水尾幼稚園		62人※2	62人※2
	沢池幼稚園		27人	27人※2
北幼稚園	/	-	※3	
郡幼稚園				
東雲幼稚園				
庄栄幼稚園		35人		
玉島幼稚園		70人		
天王幼稚園		-		

表2 私立幼稚園児募集一覧

園名	所在地	電話番号	定員(人)		
			3歳児	4歳児	5歳児
安威幼稚園	南安威二丁目3-23	643・4642	150	25	0
鮎川幼稚園	鮎川三丁目3-24	634・5452	70	若干名	0
茨木東邦幼稚園	橋の内二丁目10-2	634・0731	35	40	若干名
茨木みのり幼稚園	水尾三丁目1-41	632・2771	120		
大阪体育大学浪商幼稚園	学園町1-1	634・3141	90	若干名	
春日幼稚園	下穂積三丁目7-29	622・4601	25	若干名	
郡山敬愛幼稚園	新郡山二丁目30-5	641・1100	160	20	
サニー幼稚園	山手台三丁目31-19	649・5152	30	30	
めぐみ幼稚園	春日三丁目12-8	622・2739	25	若干名	0
りんでん幼稚園	白川一丁目11-1	633・1212	95		

表3 私立認定こども園一覧

園名	所在地	電話番号
安威たんぼぼ学園	南安威二丁目1-13	643・4929
あいの三島こども園	三島町2-28	622・2095
茨木高美幼稚園※4	小川町7-3	622・2052
うたさくこども園	豊原町13-8	641・1122
彩都保育園	彩都あさぎ五丁目12-2	641・8645
たんぼぼ学園	玉櫛一丁目3-1	632・6669
たんぼぼ中条学園	東中条町8-6	627・0555
たんぼぼtriangle学園	玉櫛二丁目11-24	646・8333
ときのはこども園	平田一丁目29-31	638・2233
認定こども園いばらき大谷学園	別院町3-31	624・0203
認定こども園いぶきの丘学園	東太田一丁目4-10	626・0088
認定こども園おとのは学園	平田一丁目29-38	637・1122
認定こども園くるみ敬愛保育園	沢良宜東町14-35	630・1313
認定こども園郡山敬愛保育園	新郡山二丁目2-20	640・0202
認定こども園こどもの園敬愛保育園	中穂積三丁目1-22	645・0005
認定こども園彩都敬愛幼稚園	彩都あさぎ五丁目7-4	640・1212
認定こども園さんすい学園	東太田三丁目8-3	626・9047
認定こども園白川敬愛保育園	白川二丁目13-25	637・1313
認定こども園たちばな保育園	片桐町14-10	622・2777
認定こども園玉櫛たちばな保育園	東奈良二丁目8-21	632・5821
認定こども園ちとせ学院	庄二丁目7-35	626・2191
認定こども園ちとせ学院 Due 南茨木	沢良宜西一丁目10-31	638・9191
認定こども園ちとせ学院めぐみの森	戸伏町13-35	626・1606
認定こども園天王学園幼稚園	大正町3-15	635・4000
認定こども園豊原学園	豊原町14-14	640・0017
認定こども園中穂積敬愛保育園	中穂積一丁目2-31	631・1818
認定こども園東さくら保育園	桑田町24-18	632・4807
花たちはな認定こども園	稲葉町16-14	665・6500
山手台保育園	山手台三丁目28-23	649・0874
幼保連携型認定こども園しもぼづみキッズ	下穂積三丁目5-30	627・2541

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: **時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

替予定の家庭に「水道メーター取替のお知らせ」を事前配布し、有効期間内に取り替えています。メーター付近はいつも清潔にするなど、取替作業にご協力ください。 **問** 営業課 ☎ 620・1691

漏水調査にご協力を

市職員または水道部発行の身分証明書を持った委託会社の調査員が、各家庭の水道メーターから道路の間を漏水調査します。なお、この調査で費用を請求することは一切ありません。ご理解とご協力をお願いします。 **問** 工務課 ☎ 620・1692

水路上の使用は許可が必要です

水路上に通路橋等を架け、使用するには占用許可が必要です。まだ許可を得ていない人は、速やかに手続きを行ってください。詳細はお問い合わせください。 **問** 下水道施設課 ☎ 620・1667

台風の時節は下水ますの点検、掃除を

家庭の排水や雨水を集める下水のますに髪の毛や落ち葉、泥等がたまっていたり、木の根が張っていたりすると、大雨のときに流れずにあふれる原因になります。台風等大雨に備え、下水ますを点検し、掃除しておきましょう。

問 下水道施設課 ☎ 620・1667

8月30日～9月5日は建築物防災週間

建築物の所有者や管理者は維持管理と定期報告を徹底し、防災に努めましょう。 **問** 審査指導課 ☎ 620・1661

教育・子ども

教育委員会定例会を開催

時 9月28日(水)、午後2時から、**所** 市役所南館6階会議室、**備** 一部非公開の場合あり、**問** 教育政策課 ☎ 620・1680

ひきこもり支援動画のご活用を

ひきこもりを正しく理解し、実践的なアプローチ方法を解説する動画（左図読み取り）を作成しました。ぜひご覧ください。 **問** こども政策課 ☎ 620・1625



商工・消費生活

正規雇用促進奨励金制度のご利用を

問 1か月以上失業中の市民を正規労働者として市内の事業所で雇用した、または非正規労働者として働く市民を市内事業所で正規労働者へ転換した（同一企業内での転換のみ）、①中小企業

事業主、②働きやすい職場づくり認定事業所の事業主、**¥**①30万円・②50万円（短時間の場合①20万円・②30万円）、①は2人まで、**備** 詳細は市HPまたはお問い合わせください。 **申** 正規労働者として雇用した日または非正規労働者から正規労働者に転換した日から6か月経過後3か月以内に、**商** 工労政課 ☎ 620・1620

介護・福祉事業所の求人活動の経費の一部を補助

問 ①市内に介護・福祉事業所、施設を有する法人、②①で構成される団体、**内** ①求人説明会等への出張費用、②市内で行う求人説明会の費用、**¥** 次のいずれか少ない額、**△** 補助対象経費の合計額の2分の1、**□** 補助対象事業の総事業費から収入を減じた額、**□** ①10万円、②20万円、**備** 事前相談要、**問** 商工労政課 ☎ 620・1620

市内で創業する人を支援

市では、創業する人や事業を拡大する人に対して専門家によるアドバイスをを行うとともに、①法人設立に要する費用の一部、②改装工事費の一部（限度額50万円）・テナント賃借料の一部（限度額月5万円）を6か月間（商店街や中心市街地で小売業・飲食店を創業する場合は12か月）補助しています。希望者は、必ず事前にご相談ください。そのほか、創業関連融資を受ける場合

いばらき観光大使決定

特別観光大使にヤナギブソンさんが就任

第14代いばらき観光大使に、ほうえいしおみ宝永汐泉さんが選ばれました。期間は約1年間です。また、市内在住のザ・プラン9 ヤナギブソンさんが2人目の市特別観光大使に就任しました。特別観光大使の中務裕太さんと初代いばらき応援団長の赤田裕明さんは留任します。 **問** 市観光協会 ☎ 645・2020



いばらき観光大使
宝永汐泉さん



特別観光大使
ヤナギブソンさん

市内の登録事業所（企業やお店）を紹介するサイト「あい・きゃっち」を開設しています。ビジネスやショッピングの情報が満載ですので、ぜひ一度ご覧ください。登録を希望する事業所は、同サイトから申し込んでください。

問 商工労政課 ☎ 620・1620

産業情報サイト「あい・きゃっち」のご利用を

従業員43.5人以上の民間企業における法定雇用率は、23%に定められています。職場の改善や雇用の拡大に努めるようお願いします。市とハローワーク茨木では、事業主の皆さんへ啓発用リーフレットを送付しています。また、市では障害者雇用奨励金制度を、ハローワークでは障害者を雇った場合の賃金の一部を支給する特定求職者雇用開発助成金等を設けています。

問 商工労政課 ☎ 620・1620、ハローワーク茨木 ☎ 623・2551

障害者雇用支援のために

対営利を目的に、①市内で初めて事業を興す人、②事業を始めて5年未満の個人・法人・法人化する個人事業主（事業用に初めて取得・賃貸する物件）、備工事着工前（事業着手前）に手続きを、問 商工労政課 ☎ 620・1620

には、利子または信用保証料の補助制度を利用できます。詳細はお問い合わせください。

消費生活だより

問 消費生活センター ☎ 624・1999（午前9時～午後4時30分、第2・4土曜日＝午前9時～正午）

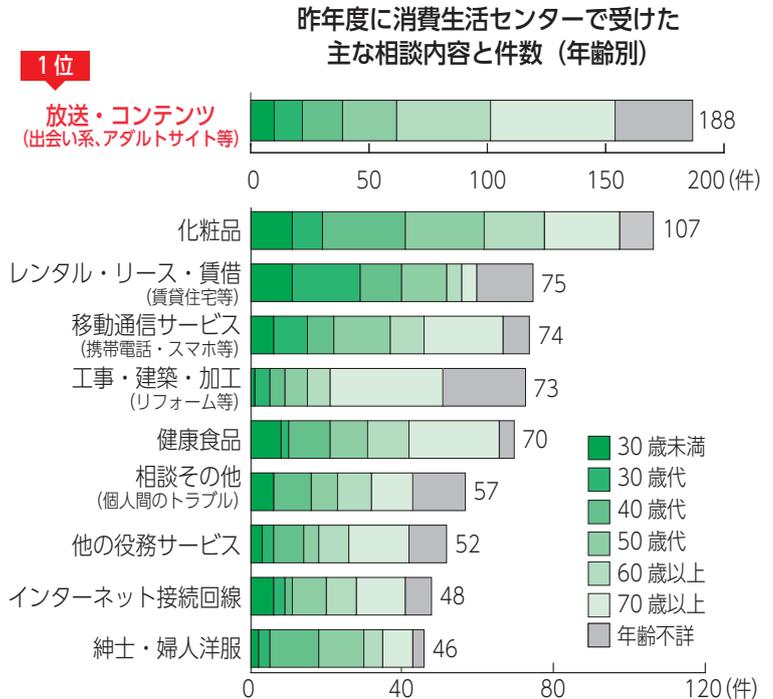
スマートフォンを 入り口とした相談が多数

昨年度、同センターで受けた相談件数は2,442件で、一昨年度に比べて252件減少しましたが、依然としてインターネット関連の相談が多く寄せられています。例えば、ネットで商品を購入したが商品が届かない、スマホの広告からお試しで商品を購入したら定期購入になっていた、スマホで見つけたくらしのレスキューサービスを頼んだら高額料金を請求された、簡単に儲かるというSNSのメッセージをきっかけに高額な費用を支払ったが全然儲からないなど、スマホを入り口とした相談が増えました。そのほか、スマホを使い始めた高齢者の契約トラブル等が寄せられています。



1位

放送・コンテンツ
(出会い系、アダルトサイト等)



⚠ 定期購入・くらしのレスキューサービスに気をつけて！

■事例1 SNSの広告に「美白クリーム初回限定95%オフ 550円 定期縛りなし」と表示されていたので1回限りと思い申し込んだ。初回分が届いた数日後に、3か月分が一度に届き約4万円を請求された。電話で解約しないと届き続ける定期購入だったようで、解約したいが電話が繋がらない。

■回答 「定期縛りなし」「いつでも解約可能」という表示を見て申し込んでも、解約方法が複雑だったり、電話が繋がらなかったり、違約金等を請求されたりする場合があります。通信販売にはクーリング・オフの制度がありません。利用規約とともに、注文確定直前の「最終確認画面」で定期購入の有無や支払総額、解約方法等を確認し、必ずスクリーンショットで保存しましょう。

■事例2 トイレが詰まったのでスマホで業者を検索したら、「300円～」と書かれていたので電話して来てもらった。ポンプ作業等で3万円かかると言われ、やむを得ず了承したが詰まりは直らず、便器の脱着や高压洗浄等を追加され、結局30万円支払った。ネット広告の表示金額と違いすぎるので返金してほしい。

■回答 トイレの詰まり、水漏れ、鍵の紛失、害虫駆除など暮らしのトラブルが発生した時、スマホ等で検索し「●●円～」「見積無料」などの広告を見て来てもらったら高額な料金を請求されたといったくらしのレスキューサービスに関する相談が増えています。広告を見て依頼した段階では高額な契約をするつもりはないことから、クーリング・オフを主張することもできます。あきらめずに相談してください。



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問**・**申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

事業承継個別相談

時 10月4日(火)・13日(水)・20日(水)、午前10時〜午後5時、**所**各事業所または茨木商工会議所、**対**事業承継を考えている市内事業者等、**定**先着5事業所、**内**個別でヒアリングと課題解決等、**申**同会議所HPまたは電話で、**回**同会議所 ☎622・6631

特殊詐欺に気を付けましょう

市役所等をかたって電話をし、還付金があると言ってATMに誘導する還付金詐欺が多発しています。携帯電話で通話しながらATMを操作している人を発見したら、それは詐欺の被害者かもしれません。少しでもおかしいと思ったら、警察に通報してください。

問茨木警察署 ☎622・1234

はかり(特定計量器)の定期検査を実施

取引や証明に使われるはかり(特定計量器)は、計量法により2年に一度は定期検査の受検が義務づけられており、合格しなければ取引等に使用することができません。市では、右下記の日程で特定計量器の定期検査を実施します。令和2年度の定期検査を受けた事業所には、事前に案内を送付しますので、所定の検査日に受検してください(費用要)。所定の検査日に都合で来られない、前回受検したが今回案内が届かない、新規開業ま

たは休廃業した、前回の定期検査以降に新たに計量器を購入したときは、事前に(一社)府計量協会 ☎072・874・9955 に連絡してください。

時 9月2日(金) 三島中学校、7日(水) 14日(水)・21日(水) 市民体育館、9日(金) 16日(金) 豊川いのち・愛・ゆめセンター、13日(火)・20日(火)・27日(火) 南市民体育館、29日(水) 北辰出張所、午前10時30分〜午後3時30分、**問**消費生活センター ☎624・0799

求人

ローズWAM女性電話相談員(会計年度任用職員)

時 1日3時間、月に2〜4日程度、**所**ローズWAM、**対**市民からの相談に適切に対応できる人、**内**女性を取り巻くさまざまな問題や悩みの電話相談に傾聴で対応、**備**書類審査、面接考查、**申**9月1日〜21日に、履歴書等を郵送簡易書留 または直接、ローズWAM ☎620・9920

市職員募集受付は5日まで

職員採用試験の受付は9月5日までです。受験希望者は左下図読み取りから申し込んでください(市HPから申し込めない場合は郵送可)。**対**①事務系・技術系(土木・建



築)(短大・高校卒区分)、障害者区分(事務、技能労務職)、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、栄養士、技能労務職、②障害者区分(事務・技能労務職)、学童保育指導員、窓口受付員、弁護士、③消防吏員、**備**②は任期付短時間勤務職員、募集要項は①②人事課・③消防本部総務課で配付(市HPからダウンロード可)、**申**9月5日までに、**①**②人事課 ☎620・1601、**③**消防本部総務課 ☎622・6956

保育所・幼稚園勤務職員(会計年度任用職員)

所①保育所、②幼稚園、**対**①保育士(資格要)、②担任外、介助員(幼稚園教諭免許要)、預かり保育(免許未更新・保育士資格のみでも可)、看護師(資格要、**¥**(例)①保育士(フルタイム) 月給20万4千円程度、②預かり保育 月給1283円、**備**詳細は市HP参照、またはお問い合わせください。**申**下図読み取りから申込みまたは、電話で人事課 ☎620・1601



市立小・中学校の講師登録者

対小・中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭または栄養士の免許取得者(取得見込み可)、**内**市立小・中学校の教員に欠員等が生じた場合、登録者の中から常勤または非常勤で任用、**¥**(例)常勤講師大卒月給24万円(経歴等加

算あり)、**備**教員免許更新新制の解消により、教員免許の有効期限を過ぎていても勤務可、詳細は市HP参照、**申**右下図読み取りから申込みまたは、履歴書を直接、教職員課 ☎620・1823



その他

1日から市議会定例会

9月定例会を、9月1日、午前10時から開会します。本会議・委員会の傍聴は、マスクの着用等感染防止対策にご協力をお願いします。なお、本会議はインターネット中継も行っています。審議日程等詳細は、市議会HPをご覧ください。**問**議事課 ☎620・1671

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、**✉**メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの10月抽選分と生涯学習センター・ローズWAMの来年4月抽選分の申込受付は9月20日～30日に行います。【福祉文化会館文化ホール 来年10月9日・22日午後1時～5時、10月14日・29日午後1時～5時、10月15日午前9時～午後5時、10月28日午後1時～10時、クリエイトセンターセンターホール 来年10月11日～15日・22日・27日～29日午後1時～午後6時～10時、多目的ホール 来年4月12日・26日午前9時～午後5時、生涯学習センター（火曜日休み）きらめきホール 来年4月8日・13日～17日午後0時30分～9時30分、4月7日午後0時30分～9時30分、ローズWAM（火曜日休み）コムホール 来年4月9日・20日午後0時30分～6時

**マイナンバーカードの
出張申請サポートを実施**

【時・所】市HPをご覧ください。【対】初めてマイナンバーカードを作成する人、【因】マイナンバーカード交付申請書の記入補助、申請用の顔写真撮影、【持】身分証等本人確認書類、15歳未満または成年被後見人は法定代理人の本人確認書類も必要、【備】その場でマイナンバーカードを渡すことはできません。受取は後日送付する交付通知書（申請後、約1～2か月程度）が届いたら、必要書類

【個人情報保護法改正に伴い、現行の個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を制定、【備】資料は9月26日から、法務コンプライアンス課で配付、情報ルーム・各図書館で閲覧可、提出された意見やこれに対する市の考え方は後日公表（住所、氏名などの個人情報非公開）、提出意見への個別回答、匿名または電話による意見の受付は行いません。【申】9月26日～10月25日（消印有効）に、市HPから申込、または意見書（様式は自由、メールの場合はテキストファイル推奨、どの項目の何についての意見を明確に）を、郵送（住所・氏名・連絡先を記入）・ファックス・メール、直接、〒567-8505 同

**市個人情報保護法施行条例（案）
パブリックコメントを実施**

を持って本人が来庁してください。【問】市マイナンバーカードコールセンター ☎ 655・0162



適時・適切な救急車の利用を

【問】救急救助課 ☎ 622・6959

今年は救急出動件数が増加しており、過去最多件数になる可能性があります。救急車は限りある医療資源です。救急車の適時・適切な利用にご理解とご協力をお願いします。
※傷病者の様子や事故の状況から緊急を要すると判断した時は、ためらわず119番通報して救急車を要請してください。

◆電話相談のご利用を

「救急車で行けば早く診てもらえる」「タクシーだとお金がかかる」等、救急車による搬送が必要ではない傷病者の対応が増えると、本当に救急車を必要とする緊急度の高い傷病者の救命処置が遅れてしまう可能性が高くなります。突然の病気やケガ、夜間の子どもの急病時等、救急車を呼ぶか判断に迷った時は、下記の電話相談を利用しましょう。



**救急安心センターおおさか ☎ # 7119
(24時間 365日)**

「病院へ行った方がいい?」「救急車を呼んだほうがいい?」等の相談

**小児救急電話相談 ☎ # 8000
(午後7時～翌朝8時、365日)**

夜間の子どもの急病時、病院へ行ったほうがいいかどうか迷った時の相談



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

課 ☎ 620・1606、FAX 620・1710、
houmu@city.ibaraki.jp

野良猫の避妊・去勢手術費の補助を受ける団体説明会

時 10月25日(火)、午後2時から、**対市内**に生息する所有者不明猫(野良猫)を避妊・去勢手術等により減らす活動を行い、最後まで世話ができる市民2人以上で構成された団体、**備**補助には説明会への参加要、場所等詳細は申込後通知、**申**9月1日～16日に、市民生活相談課 ☎ 620・1603

生涯学習情報誌「Next Stage」の広告事業者を募集

定 4 枠(縦 6 cm×横 18 cm・フルカラー・冊子裏表紙)、**¥**1 枠 3 万円、**備**市内事業者優先、12月1日に4300部発行、市内各所に配布予定、**申**9月21日までに、申込書(市HPからダウンロード)と広告見本・市税完納証明書(申込日前3か月以内の証明日)または、市税納付状況調査同意書を直接、生涯学習センター ☎ 624・8182



昨年度の手続きオンライン化の状況

新たなオンライン申請システムを導入し、すぐにオンライン化することが可能な手続きから着手するとともに、3月に書面による手続きをオンラインでもできるような条例を制定しました。図書館サービスや、文化・スポーツ等の施設利用関係、水道開栓申込等の手続きで、多数のオンライン申請利用があり、新たにこども医療費助成資格申請関係、要介護認定・要支援認定申請等が利用可能となりました。今後も対象手続きを充実していきますので、ご利用ください。**備**オンライン申請の状況は下図読み取り参照、**問**DX推進チーム ☎ 647・2915



列車内ちかん被害相談のご利用を

ちかん等の被害に遭った、目撃したときは一人で悩まず相談してください。24時間受け付けています。**問**府警察鉄道警察隊 ☎ 06・6885・1234

10月1日を期日とした就業構造基本調査にご理解とご回答を

同調査は、国民の就業・不就業の状態を詳細に把握することで、雇用政策を始め、経済政策等に必要基礎資料を得るために実施します。調査対象の地域には、9月上旬から知事が任命し

た調査員がリーフレットを配布し、9月下旬には調査をお願いする世帯の15歳以上の人に調査票を配布します。で、ご回答ください。**問**総務課 ☎ 620・1611

毎月勤労統計調査にご理解とご回答を

9月上旬から、厚生労働省が指定した調査区内(双葉町)の全事業所に知事が任命した統計調査員が訪問し、常用労働者数等を調査します。ご協力をお願いします。**問**府総務部統計課勤労・教育グループ ☎ 06・6210・9200

みしま司法書士土曜無料法律相談

時 ①9月10日(土)、10月8日(土)、②11月12日(土)、午後2時～4時、受付は2時～3時30分、**所**フリーエイトセンター①203・②302、**定**各当日先着12人、**関**借金問題(債務整理、破産、個人再生)、消費者問題、相続等の不動産登記、会社設立等の商業登記、成年後見等の相談、**問**大阪司法書士会北摂支部 ☎ 647・3305

不動産フェア

時 9月23日(祝)、午前10時～午後3時、**所**府宅地建物取引業協会北大阪支部(駅前三丁目7-1ナチュール茨木2階)、**内**不動産全般の無料一般相談、**申**同支部 ☎ 691・8600

9月20日～26日は動物愛護週間 「子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物」

動物の愛護と適正な飼養の理解を深め、人と動物の共生ができるよう考える機会にしましょう。市では、犬と猫の飼養の手引き(右図読み取り)を作成していますので、ぜひご活用ください。**問**市民生活相談課 ☎ 620・1603



～関連イベント～

【動物愛護展】**問**9月23日(祝)、午前10時～午後4時、**所**イオンモール茨木ジョイプラザ、**内**パネル展、府譲渡動物の案内、啓発グッズの配付(数量限定)

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、**問**メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

9月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は44ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	とき	ところ
相続、離婚等の法律相談(各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、13:00～17:00(※1)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※1 1週間前、8:45から電話または、いばライフで予約(1週間前が祝日の場合は、電話予約のみ直前の開庁日) ※2 前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日) いばライフでの予約の詳細は下図参照
日曜法律相談(先着7人)	25日(日)、9:00～12:30(16日、8:45から電話またはいばライフで予約)	
交通事故法律相談(各日先着5人)	毎週火曜日、13:00～15:30(※2)	
国の仕事に関する行政相談	総務省行政相談センター ☎0570・09・0110 にお問い合わせください。	
司法書士相談(各日先着5人)	7日(水)=登記、相続、21日(水)・28日(水)=登記、相続、後見人、多重債務等、9:30～12:00(※2)	
土地家屋調査士相談(先着5人)	21日(水)、9:30～12:00(※2)、土地の境界等	
行政書士相談(各種書類の書き方)(先着5人)	7日(水)、9:30～12:00(※2)、相続、遺言、離婚協議書、許可申請等	
宅地建物取引相談	宅地建物取引業協会 ☎691・8600、全日本不動産協会 ☎06・6155・1717 にお問い合わせください。	
税務相談(各日先着5人)	8日(水)・22日(水)、13:00～16:00(※2)	
戸籍相談(先着4人)	15日(水)、14:00～16:00(前日、8:45から電話で予約、市民課 ☎620・1621)	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～16:30、10日(土)・24日(土)、9:00～12:00	消費生活センター ☎624・1999
人権擁護委員による人権相談	8日(水)・22日(水)、13:00～15:00	市民生活相談課
ひとり親のための法律相談	27日(水)、13:00～16:00(1日、8:45から電話で予約、こども政策課 ☎620・1625)	
母子・父子・寡婦家庭相談(離婚前も可)	毎週月～金曜日、9:00～17:00	こども政策課 ☎620・1625
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692
障害児相談(18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105
教育相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、9:00～19:00(要予約※3) 発達・心理	教育センター ☎626・4407 ※3 市HPから申込可
電話教育相談 ☎625・7830	毎週月～金曜日、9:00～17:00	
「いじめ」ホット電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、☎0120・147970(小・中学生対象)、☎627・5511(保護者対象)、上記以外は☎0120・7285・25	
奨学金相談	毎週月～木曜日、10:00～18:00	

相談内容	とき	ところ
女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920
女性電話相談 ☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00	
男性のための電話相談	21日(水)・28日(水)、18:30～21:30	
女性のはたらき方相談	10日(土)、9:30～12:30(要予約)	
女性法律相談	15日(水)・17日(土)、9:30～12:30(1日、9:00から電話で予約)	
仕事なんでも相談	29日(水)、13:00～16:00	配偶者暴力相談支援センター ☎622・5757
DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00	
人権相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	人権センター ☎622・6613
人権や生活上のさまざまな相談	①～③毎週月～土曜日、9:00～17:00	各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良直 ☎635・7667 ②豊川 ☎643・1470 ③総持寺 ☎626・5660
お仕事じっくり相談(要予約)	①2日(金)・②21日(水)・③22日(水)、13:30～15:30	
暮らし設計相談(要予約)	①16日(金)・②9日(金)・③17日(土)、13:00～17:00	
いばらきにじいろ電話相談	24日(土)、15:00～20:00、セクシュアルマイノリティ等	人権・男女共生課 ☎620・1640
生活困窮に関する相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00(予約優先)	☎080・4668・9510
経営相談	主に毎週月・火・金曜日、10:00～17:00(予約優先)	暮らしサポートセンターあすてつが茨木(福祉総合相談課内) ☎655・2752
創業相談	主に毎週月・金曜日、10:00～17:00(要予約)	商工労政課 ☎620・1620
仕事なんでも相談	毎週火～木曜日、10:00～16:00(予約優先、29日は12:00まで)	消防本部 ☎622・6955
防火相談	毎日、9:00～17:00	
緑の相談	2日(金)、10:00～12:00、13:00～16:00、草花、樹木、野菜、果樹等	市役所南館1階ロビー 公園園緑地課 ☎620・1654
分譲マンション管理相談会(先着4組)	13日(水)、9:00～12:00(6日までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755
建築物の耐震、建替え、改修等の相談(先着4組)	15日(水)、13:00～16:15(8日までに要予約)	

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課 ☎620・1603 にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: 時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、